

平成 30 年度 6 次産業化優良事例表彰実施要領

6 次産業化推進協議会

第 1 趣旨

政府は 6 次産業化の市場規模を平成 32 年度に 10 兆円に拡大する政策目標を掲げ、様々な政策に取り組んでいます。平成 22 年 3 月には 6 次産業化の取組に対して支援を行うため、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）が施行されました。

地域における 6 次産業化を進めるためには、農林漁業者に対して広く普及・啓発を図り、地域でのネットワークを構築していくことが必要です。本事業では異業種や地域とのネットワークを積極的に構築し、新たな視点で 6 次産業化に取り組み、地域を活性化している事業者を表彰し、全国に広く紹介することにより、6 次産業化の推進を図り、地域ネットワークの構築につなげるものとします。

本事業は農林水産省の補助事業「平成 30 年度 6 次産業化事例収集・情報発信事業」の採択を受け実施します。

第 2 実施主体

この表彰は、6 次産業化推進協議会が実施します。

第 3 表彰対象事業者

六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定事業者をはじめ、異業種や地域におけるネットワークを積極的に構築し地域の活性につながるなど、新たな視点で 6 次産業化に取り組む事業者（企業、法人、任意団体または個人）のうち、その経営規模が農林水産祭表彰要領（昭和 37 年 6 月 12 日付け 37 総第 1369 号農林事務次官依命通知）別表②の「経営」欄の多角化経営部門に規定する最低基準を満たしているものを対象とします。

※農林漁業の 6 次産業化とは、1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組であり、農山漁村の所得の向上、雇用の確保を図る上で重要です。

具体的には、農林漁業者等が主体となって、自ら生産した農林水産物等を活用した新商品を開発する取組や、既存の販売ルートではなく、直接消費者に販売するなどにより新たな販路を開拓していく取組などです。

第4 募集

1 募集方法

応募は第3の表彰対象事業者の条件を満たしていれば自薦・他薦を問いません。別紙1の「平成30年度「6次産業化優良事例表彰」応募様式」に所定の事項を記入し、それに基づく必要な書類を添付のうえ、必ず郵送にて応募して下さい。メール等による応募は受け付けません。他薦の場合は、表彰対象事業者に本要領の内容を理解いただき同意を得た上で応募して下さい。

2 募集期間

平成30年6月29日（金）から8月15日（水）までとします。

3 応募提出書類

(1) 別紙1の応募様式（書類審査用）

※応募様式（書類審査用）はA4（文字の大きさ10.5ポイント以上）、4ページ以内とします。

写真データが複数ある場合は、別途添付（3点以内）をお願いします。

(2) その他（参考資料）実践内容等が分かる資料（3点以内）を添付願います。

例・会社概要が分かるもの（パンフレット等）

- ・外部評価につながる報道実績（新聞掲載記事、タウン誌記事、HP記事写し等）

※応募提出書類（上記(1)、(2)）を各5部御提出ください。

※応募様式（書類審査用）については、CDまたはDVD（1枚）も提出願います。

4 募集に当たっての留意事項

(1) 応募資料、写真等は返却しません。

(2) 応募受付後、優良事例集作成における協力（写真等の提供、原稿の確認等）を依頼する場合があります。

(3) 応募内容が事実と異なる場合は、表彰候補に選定されていても無効となる場合があります。

(4) 応募資料の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(5) 応募資料提出後の差替えは認めません。

第5 審査

- 1 第6の表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、審査委員会を設置します。
- 2 審査委員会の委員の選定は、6次産業化推進協議会にて行います。
- 3 審査委員会の長は、委員の互選によりこれを定めます。
- 4 審査委員会は、自薦・他薦による応募の中から、別紙2の「6次産業化優良事例表彰審査基準」に基づいて、応募様式による書類審査だけではなく、現地調査を実施し、第6に定める表彰の候補を選定します。農林水産省に申請するものとし、最終の審査結果については専用ホームページにて公開します。
【専用ホームページURL：<http://www.unei-jimukyoku.jp/6jisangyo-net/>】
- 5 審査委員会の内容は非公開とします。

第6 表彰

審査委員会から推薦のあった活動・取組の中から、別紙2の「6次産業化優良事例表彰審査基準」に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、その種類と点数は次のとおりとします。

農林水産大臣賞	1点以内
農林水産省食料産業局長賞	数点
審査委員会奨励賞	数点

第7 スケジュール

応募受付開始	平成30年6月29日（金）
応募受付締切	平成30年8月15日（水）
書類審査	平成30年8月下旬
書類審査結果通知（通過者のみ）	平成30年9月上旬
※書類審査通過者には、応募様式（書類審査通過者用）を提出いただき、それを基に現地調査を実施します。	
現地調査	平成30年9月中旬～11月中旬
最終審査（表彰候補者の選定）	平成30年12月上旬
審査結果の公表（HPにて公開）	平成31年1月上旬～中旬
表彰式	平成31年2月下旬～3月上旬

※書類審査以降のスケジュールは通知なく変更となる場合があります。

第8 表彰された取組の普及

ネットワーク活動の推進に資するため、農林水産省及び各地方農政局等、関係機関と連携し、表彰された取組についてホームページをはじめ、様々なメディアを通

じて広く普及に努めるものとします。

第9 個人情報の保護について

提出された応募様式に記入された個人情報については、応募者及び表彰対象者の同意なく農林水産省、審査委員会の委員及びその他本表彰事業に関わる者以外の第三者に開示することはありません。

第10 知的財産権等について

提出された応募様式について著作権の移転は行いません。ただし6次産業化の幅広いPRのため、使用許諾の確認をしたものについては、パンフレット、ホームページなどへの掲載や報道機関への情報提供を行う場合があります。

また、応募様式に関する全ての権利（著作権・肖像権等）は、応募者が処理をした上で応募するものとします。これらの権利に関して第三者から異議や請求があった場合は、応募者の責任において処理するものとします。

第11 その他

その他必要な事項については、6次産業化推進協議会が別に定めるものとします。

第12 提出先・問合せ先

〒105-0021

東京都港区東新橋2-4-6 パラッツォシエナ7階

「6次産業化推進協議会」事務局（担当者：白井、村穂、松尾）

電話番号：03-6432-4545（土日祝日を除く10:00～17:00）

平成 30 年度「6 次産業化優良事例表彰」応募様式（書類審査用）

I. 事業者連絡先			
(ふりがな)			
団体・企業名			
(ふりがな)			
代表者名（役職）			
所在地	住所	〒	
	電話番号		
(ふりがな)			
担当者名（役職）			
連絡先	住所	〒	
	電話番号	FAX 番号	
	E-mail		
II. 事業者概要			
事業形態	①株式会社 ②有限会社 ③協同組合 ④農事組合法人 ⑤個人経営 ⑥その他（ ）		
ホームページアドレス			
創業年			
業種	①農林漁業者 ②組合・団体 ③製造業 ④卸小売業 ⑥その他（ ）		
経営理念・哲学			
事業概要			
品目（複数回答可）	①米 ②麦類 ③豆類 ④そば ⑤野菜 ⑥果樹 ⑦畜産物 ⑧花卉 ⑨茶 ⑩林産物 ⑪水産物 ⑫野生鳥獣 ⑬その他（ ）		
業態（複数回答可）	①加工 ②直売 ③輸出 ④レストラン ⑤加工・直売 ⑥加工・直売・レストラン ⑦加工・直売・輸出 ⑧その他（ ）		
資本金	百万円（000 年 00 月）		
売上高（直前期末）	百万円（000 年 00 月）	売上高（参入前）	百万円（000 年 00 月）
営業利益	（直前期末：黒字 or 赤字）	従業員数（臨時雇用含む）	人
農林漁業の経営規模（作目、面積など）			
六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定状況（該当に☑または年月日をご記入ください）			
☐希望する ☐興味がある ☐申請準備中 ☐申請中 ☐認定済み（平成 年 月～平成 年 月）			
農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定状況（該当に☑または年月日をご記入ください）			
☐希望する ☐興味がある ☐申請準備中 ☐申請中 ☐認定済み（平成 年 月～平成 年 月）			

Ⅲ. 取組の概要について

①取組の概要（生産・加工・販売において、それぞれの取組概要を記載願います。）

※取組の状況や商品等がわかる写真（3点以内）を別途添付願います。

②取組むに至った経緯

③事業者との連携件数

1次事業者	2次事業者	3次事業者
件	件	件

Ⅳ. 取組の特徴について

※強み・差別化、地域への貢献・波及効果、取組む際に生じた課題と対応方法、女性の活躍状況（女性が働きやすい環境整備、女性の積極的な登用、女性の事業発展への貢献等）、活用した支援施策（補助事業等）や今後の展望、その他特筆すべきポイントなどをご記入ください。

Ⅴ. 過去の受賞歴

受賞年月日	行事の名称	賞の名称

VI. 応募に至った経緯				
①農林水産省のメールマガジン ②農政局からのご案内 ③サポートセンターからのご案内 ④新聞				
⑤ご所属の団体（団体名： ）からの紹介 ⑥その他（ ）				
VII. 推薦者の情報（他薦の場合）				
（ふりがな）				
推薦者名（役職）				
推薦者所属先				
推薦者連絡先	住所	〒		
	電話番号		FAX 番号	
	E-mail			
推薦理由				

注) 応募様式（書類審査用）は4ページ以内にまとめてください。

「6次産業化優良事例表彰」審査基準

審査項目	審査基準
地域資源活用 (地域貢献・社会貢献)	<p>【地域資源の活用度合い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源や地域特性を活かした商品・サービスであること ・地域の農林水産物の利用促進につながっていること ・従来に比して商品・サービスの付加価値が増大していること
地域活性化	<p>【異業種や地域ネットワークの活用度合い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場性の高い商品・サービス提供のために、他・多業種との連携や地域ネットワークを積極的に活用・構築していること ・本取組みによる地域への波及効果があること
新規性・革新性	<p>【提供商品・サービスの新規性・革新性・影響度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな商品・サービスの提供であること ・他の事業者に先駆けた新たなビジネスモデル・産業の創出であること
販路拡大への取組み	<p>【経営の多角化や事業拡大の程度等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来に比して経営の幅が広がっていること ・商品やサービスの提供エリア・チャネル等の拡がりがあること (地域・地方・県・ブロック・全国・海外等の各レベル、小売流通取引・業務用・通販・店舗販売・直取・委託販売等)
地域農林水産業等の振興	<p>【農山漁村の雇用確保や所得向上への貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での新規雇用創出や雇用拡大につながっていること、あるいはその見込みがあること ・関与者間での収益改善や所得向上につながっていること、あるいはその見込みがあること ・農林漁業者の所得向上につながっていること、あるいはその見込みがあること
今後の発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な目標をもって計画的に事業の発展に取り組んでいること ・モデルとして標準化され拡がる可能性を持っていること (他者・他社の参考となりえる取組であること) ・グローバルな展開が見込めること
事業の継続性	<p>【事業の継続・発展性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化部門の売上・利益の伸びがあること ・今後の事業拡大の見込みがあること <p>※財務諸表（過去3年分）については現地調査にて事実確認</p>

※「六次産業化・地産地消法」「農商工等連携促進法」の認定事業者に加点する。

別表②（6の(6)関係） 出品条件としての生産規模・経営規模等の最低基準

部門 種目	農産・畜系	園 芸	畜 産	林 産	水 産	多角化経営
産 物	計数による最低基準は特に設けないが、地域の生産の実情に応じて生産規模及び経営規模について十分考慮すること。					—
技術・ほ場	個別技能、個別技術については特に最低基準は設けない。 ほ場については、以下のとおりの最低基準とする。					—
	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	
	立毛ほ 種苗ほ 桑園 地域特産物に係る園 10アール以上 ただし、茶園、こんにゃくほ及びその他地域の特産農産物に係る施設園芸ほについては、5アール以上	立毛ほ 果樹園 種苗ほ 10アール以上 ただし、施設園芸については、5アール以上	飼料ほ 10アール以上 牧野 50アール以上	林地 20アール以上 苗ほ 10アール以上	養殖場 5アール以上 淡水養魚池 1アール以上	
経 営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、茶、こんにゃく及びその他地域の特産農産物に係る施設園芸については、50アール以上の経営 桑園 40アール以上の経営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、施設園芸については、耕地50アール以上の経営 果樹園50アール以上の経営	乳用牛 経産牛10頭以上の経営 肉用牛 5頭以上の経営 豚 80頭以上の経営 ただし、繁殖専門経営の場合は、子取りめす豚10頭以上の経営 採卵鶏 700羽以上の経営 ブロイラー 年間出荷羽数 30,000羽以上の経営	林地 3ヘクタール以上の経営 苗ほ 50アール以上の経営 しいたけほだ木 3,000本以上の経営	平年水揚高 190万円以上の漁業経営	計数による最低基準は特に設けないが、経営全体における主部門の経営規模が左記の基準を概ね満たしており、かつ農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について、十分考慮すること。
女性の活躍	計数による最低基準は特に設けないが、女性の活躍に鑑み、地域社会に果たす影響力や普及性について十分考慮すること。また、多角化経営部門での審査を行う場合は、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について十分考慮すること。					